国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年11月20日
航空局首都圏空港課

成田国際空港の施設変更許可について
～成田国際空港の更なる機能強化に向けて～

航空法に基づき、成田国際空港の更なる機能強化に係る施設変更（誘導路の整備及びエプロンの整備）について許可しました。

成田国際空港の更なる機能強化は、我が国の国際競争力の強化、インバウンドの受入れ、国際物流ネットワークの構築等の観点から極めて重要な事業であり、その実現は待ったなしの状況です。**先日、成田国際空港株式会社が表明したC滑走路区域の2030年代前半の供用開始の実現に向けて、スピード感を持って取組を進めてまいります**。

令和８年10月19日に成田国際空港株式会社から、航空法第43条に基づく空港等変更許可申請が国土交通大臣あて提出されました。

これを受け、航空法に基づく所要の審査等を行った結果、本変更許可申請について11月20日に許可しました。

当該変更許可申請の概要は以下のとおりです（別図参照）。

(1) 誘導路の新設：
　長さ：7,044m／幅：23m
(2) エプロンの新設：
　面積：823,664㎡
(3) 完成の予定期日：
　令和16（西暦2034）年12月31日

＜お問い合わせ＞
国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課
成田国際空港企画室　吉崎、冨田、谷田
電話：03-5253-8111(内線：49332、49334、49335) 03-5253-8956(直通)